

17港計 第50号
平成17年11月17日

ふるさと自然の会

会長 小西 宗十 様

佐世保市長
光武 顕

九十九島日野地区の港湾計画に関する要望への回答

晩秋の候、貴下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より市政推進にあたりましては、ご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、先般よりご要望（平成17年10月12日付05ふ要第2号）がありました標記の件につきまして、下記のとおり回答いたします。

よろしくお願いいたします。

記

1. 佐世保港港湾計画について

港湾計画とは、港湾の長期的な開発・利用及び保全に関する基本的な計画であります。

佐世保港港湾計画は、港湾を利用して物流や観光を充実させ、佐世保市の経済活性化に寄与していくことを目的とした将来計画（港湾施設整備構想）であり、港内に存在する多数の小型船舶や貨物船・作業船などの安全停泊や安全航行を目指した将来の係留施設計画も、この中で計画しているものであります。

この計画は、社会経済状況が変化すると思われる概ね10～15年を目途に、内容を見直すための大幅な改訂を行っています。改訂については、関係各機関と調整を行い、各界各層の有識者で組織する「佐世保港地方港湾審議会」（佐世保市）や、「交通政策審議会・港湾分科会」（国土交通省）の議を経て、その後、成案となるわけですが、平成14年3月の「佐世保港港湾計画改訂」は、この手続きを経て決定されたものです。

2. 日野地区及び鹿子前地区の港湾計画について

（1）計画立案の概略経緯

この佐世保港港湾計画改訂において、日野地区及び鹿子前地区の港湾計画につきましては、小型船だまりとして計画（既定計画）しております。これは、従来からこの地区に係留している漁船や遊漁船の係留の安全と漁業活動の基盤整備を目的として計画したもので、平成元年7月の佐世保港港湾計画改訂の際計画に盛り込んだものであり、平成14年3月の佐世保港港湾計画改訂において既定計画としているものであります。

佐世保港は、物流基地としての役割の他に、漁業基地や、プレジャーボート利用の場としての役割を持つ港であります。漁船やプレジャーボートが係留する小型船だまりについては、本市の水産

業振興、漁業者の漁業活動のために必要な基盤整備として、又、佐世保港内に多く存在するプレジャーボートの水域の占用、放置による周辺地域環境への悪影響等の問題に対処するための施設として計画しているものであり、日野地区及び鹿子前地区の港湾計画は、このようなことから計画した施設計画であります。

（２）佐世保市環境基本計画、エコツーリズム推進事業等に対する見解

日野地区及び鹿子前地区の港湾計画等本計画の立案に当たりましては、平成９年３月に策定した「佐世保市環境基本計画」の『自然と共に生きるまち“させぼ”』を実現するための、環境負荷の少ない循環型のまち、自然の環境調整機能を活用した自然と共生するまち、潤いとやすらぎのあるまち、の具体的目標像の遵守という基本姿勢のもとに作業を進めたところであります。また、佐世保都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定における都市づくりの基本理念の一つである、西海国立公園や大村湾県立公園などの自然・景観を守り、これと調和した都市づくり、更には、自然的環境の整備又は保全に関する都市計画決定の方針等についても、これに添うという基本姿勢のもとで作業を進めております。

一方で、日野地区及び鹿子前地区は、ご指摘のとおり保全地域に含まれております。しかし、先に述べましたように、日野地区及び鹿子前地区の港湾計画は、漁業者の生活の基盤として、又、プレジャーボート問題に対処するために必要な施設であります。このようなことから、当該計画の策定にあたっては、環境関係機関と十分に協議を行うとともに、九十九島地域における環境保全と海域の適切な利用を整理し、必要最小の規模を考えて策定した計画であります。

以上のような、経過と考え方で日野地区及び鹿子前地区の計画を立案したわけですが、環境基本計画の遵守についてのご指摘に対しては、真摯に受け止めてまいりたいと考えております。

また、当該計画策定後に本市が取り組みを進めている、「この空を この海を この大地を 未来の子どもたちのために」を基本理念とした本市環境方針（h17.6.30改訂）や、エコツーリズムの推進（エコツーリズムモデル地区指定）平成１４年１１月に『ゆめ・未来 ひらく豊かな 海づくり』をテーマに行われた「第２２回全国豊かな海づくり大会」（目的：水産資源の保全管理と海の環境保全に対する意識の高揚を図る等）平成１７年８月に開催された、人と自然との関係について考え、自然を守り、人と自然との豊かなふれあいを推進するための祭典「第４７回自然公園大会」との整合性については、これらの取り組みが自然環境の保全という「佐世保市環境基本計画」の目標に沿った取り組みであることから、先に環境基本計画に対する考え方を述べたところでありますが、基本的には同じようなこととして考えているところであります。

３．日野地区港湾計画の今後の方針

港湾計画が実現するまでには、その地区毎に基本計画、実施計画、公有水面埋立申請手続き、工事実施というように、多くの段階を経ていくことになります。その過程で、環境に与える影響の調査や評価・予測を行っていく訳ですが、その段階は基本計画の時期となります。この際に、漁業に与える影響や、自然及び景観に与える影響につきましても十分な調査を実施してまいります。

本計画における環境保全に関する本市の考え方についてですが、佐世保市環境基本計画は、本市が各種事業を進めていくにあたっての、環境対策の指標であると認識いたしております。したがって、本計画を進めていくに当たりましては、佐世保市環境基本計画及び環境方針を遵守し、個

別の詳細な環境影響調査、港湾関係者や地元関係者との協議調整、更には、環境専門家との協議調整を行っていく考えであります。そして、事業の実施については、その時点での社会状況も見極めた上で、それらのことをクリアすることが前提条件であると考えています。

4．結び

今後における港湾計画の推進に当たりましては、皆様方の貴重なご意見等を参考にしながら、これまで以上に環境に配慮してまいりたいと考えております。

どうか、今後ともご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

以　上